

議題 5 移動円滑化適用除外車両の導入（山岡地区）について

1. 概要

山岡地区の運行事業者である平和コーポレーション(株)所有のバス車両（山岡地区運行車両）が老朽化したことに伴い、新たに常用車を代替導入するもの。

現状の乗客へのサービス水準を下回らないよう、現在の運行車両と同等タイプの車両を導入する。車両導入にあたり、移動円滑化基準（バリアフリー基準）の適用除外認定について本会議で承認していただく必要があるため、協議に諮るものである。

なお、バリアフリー移動円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者等については、車いす対応車両の手配等を行い、移動手段の確保を図るものである。

2. 導入する社名及び型式

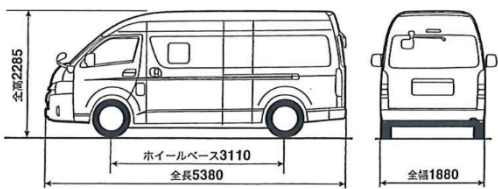
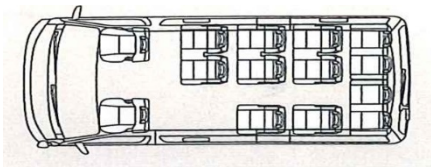
トヨタ コミューターGL（14 人乗り）

室内長・高・幅



車両全長・全高・全幅・ホイールベース

■ コミューターGL



	車種	車名	型式	年式 (年)	定員 (人)	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	車両総重量 (kg)
新	コミュニーターGL	トヨタ	3DF-GDH223B	R7	14	538	188	228	3000
現	コミュニーターGL	トヨタ	KR-KDH222B	H17	15	538	188	228	3055

3. 移動円滑化基準適用除外の認定を申請することができる自動車

認定要領第 3 条（3）車両総重量 5 t 以下であって乗車定員が 23 人以下の自動車

4. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- ・ 第 37 条第 2 項第 2 号：乗降口のスロープ
- ・ 第 39 条：車いすスペース
- ・ 第 40 条第 1 項：通路の幅
- ・ 第 40 条第 2 項：通路の手すりの間隔
- ・ 第 41 条：運行情報提供設備等

5. 車両導入日
令和 7 年 4 月導入（予定）

別 紙 1 移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表

条 項 認定要領	移動円滑化基準									
	第 3 7 条（乗降口）			第 3 8 条（床面）		第 3 9 条	第 4 0 条（通路）		第 4 1 条	第 4 2 条
	第 1 項 （踏み段の色）	第 2 項第 1 号 （幅）	第 2 項第 2 号 （スロープ）	第 1 項 （高さ）	第 2 項 （材質）	（車いすス ペース）	第 1 項 （幅）	第 2 項 （手すりの間隔）	（運行情報提 供設備等）	（意志疎通設 備）
第 3（1）地形上の理由	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
第 3（2）高速バス等	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	×
第 3（3）幅 2.1m 以下であっ て、乗車定員 23 人超等	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
第 3（4）車両総重量 5 t 以下で あって、乗車定員 23 人以下	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第 3（5）中古車	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第 3（6）特別の事由	×				×				×	×

※ ×は、基準適用除外を認めない項目
◎は、基準適用除外を認める項目
●は、合理的な理由があれば適用除外を認める項目
空欄は、本細部取扱い 1（2）により個別案件として調整が必要な項目